

福岡ソフトテニス連盟
加盟団体 各位

福岡市ソフトテニス連盟
理事長 蒲原 直大

規約改正に伴う加盟登録料改定について

寒冷の候、各位におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当連盟の事業にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、2/18(日)に開催された令和5年度福岡市ソフトテニス連盟総会にて提案され、満場一致で可決されましたのでご報告します。

理由としては、福岡市の最低賃金上昇による事務局人件費の値上がり、物価上昇による固定費の増加などで、運営費が賸いきれなくなっているためです。このままいくと、4年後には連盟の運営費が尽きると予想されるため、今回の登録料改定となりました。

なお、改定は一般会員のみで、中学・高校生、小学生は従来通りです。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

旧	新
<p>第18条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。</p> <p>(1) 大会参加料等の事業収入</p> <p>(2) 寄付金及び補助金</p> <p>(3) 会費</p> <p>会費は次のとおりとする。</p> <p>登録料(年額)</p> <p>一般 1,500円/名</p> <p>ただし、県中学校体育連盟及び県高等学校体育連盟所属のソフトテニス部は1名につき1,000円、小学生は1名につき500円とする。</p> <p>(4) その他の収入</p>	<p>第18条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。</p> <p>(1) 大会参加料等の事業収入</p> <p>(2) 寄付金及び補助金</p> <p>(3) 会費</p> <p>会費は次のとおりとする。</p> <p>登録料(年額)</p> <p>一般 2,000円/名</p> <p>ただし、県中学校体育連盟及び県高等学校体育連盟所属のソフトテニス部は1名につき1,000円、小学生は1名につき500円とする。</p> <p>(4) その他の収入</p>